

「地域脱炭素チャンネル」運用方針

大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域政策課

1 目的

本方針は、大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ（地域政策課、地域脱炭素事業推進課及び地域脱炭素政策調整担当参事官室。以下、「当グループ」という。）における YouTube (<https://www.youtube.com/channel/UCm9zpe4IR9BPRZbLU-fLvnQ>) のチャンネル（以下、「地域脱炭素チャンネル」という。）の運用に関する事項について定める。

2 基本方針

地域脱炭素チャンネルは、3.（1）～（4）に記載の会議、検討会、シンポジウム等のライブ配信および録画データ公開等を通じ、当グループの実施する環境政策の内容を広く公開することを目的として運用する。

地域脱炭素チャンネルは、専ら情報発信を行うものとし、コメントは受け付けない。意見・問い合わせについては、「MOE メール (SOKAN_CHIIKI@env. go. jp)」において受け付ける。

3 運用方法

地域脱炭素チャンネルは、当グループが以下の情報等を発信するために運用する。

- （1） 当グループの所掌する地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する 施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する業務等、当グループが実施する補助事業及び委託事業等に係る公開を前提とした会議、検討会、シンポジウム等のライブ配信・録画データ公開、公募情報等の発信等
- （2） 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関することや事務に関する業務等、当グループが実施する補助事業及び委託事業等に係る公開を前提とした会議、検討会、シンポジウム等のライブ配信・録画データ公開、公募情報等の発信等
- （3） 地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に係る業務や株式会社脱炭素化支援機構の行う業務に関する事務等、当グループが実施する補助事業及び委託事業等に係る公開を前提とした会議、検討会、シンポジウム等のライブ配信・録画データ公開、公募情報等の発信等
- （4） その他当グループの取組に係る情報の発信（ただし、利用責任者に公開の承認を得た情報に限る。）

4 免責事項

- （1） 地域脱炭素チャンネルの発信情報の正確性については万全を期しているが、当課

は視聴者が地域脱炭素チャンネルの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。

(2) 当課は、地域脱炭素チャンネルに関連して、視聴者間又は視聴者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。

(3) 上記の他、当チャンネルに関連して生じたいかなる損害についても環境省は一切の責任を負わない。

5 著作権

地域脱炭素チャンネルの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、環境省に無断で転載等を行うことはできない。引用等を行う際は、適宜の方法により必ず出典を明示すること。

6 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は環境省 HP 上に掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更する場合がある。

7 管理者

「地域脱炭素チャンネル」は、当課が管理する。

令和3年3月18日 施行

令和3年9月17日 修正

令和4年12月12日 修正